

資料 6	令和 8 年 6 月 25 日（木）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和 8 年度 地域密着型サービス事業所集団指導 連絡事項等

1. 変更届出書、廃止・休止届出書について

変更届出書、廃止、休止届出書、加算の届出等の届出の受理通知は、秋田県同様に発送をしておりません。

届出等の受理状況を確認できる、電子申請での届出をお願いいたします。

2. 生産性向上推進体制加算の算定について

「令和 7 年度秋田県集団指導資料」より

生産性向上推進体制加算の算定にあたり、3 か月に 1 回以上行う委員会において、以下の 4 つの項目について毎回議題に挙げ、検討を行うように指導がありましたので、ご注意ください。

- i 介護機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保
- ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

3. 介護保険最新情報 Vol.15 02

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
人員基準欠如についての具体的取扱いが一部改正になりましたので情報提供します。今後、HPに掲載し周知を図る予定です。